

平成28年1月26日

山形県商工労働観光部
観光経済交流局経済交流課

中国への県産米輸出について

中国向け精米輸出の検査条件等

平成15年、中国政府は病害虫対策を理由に精米を含む大半の農産物の輸入を禁止、その後恒常的輸出条件下(指定精米工場での精米、登録されたくん蒸倉庫での処理等)で精米の輸入を再開したが、厳しい検査条件が課せられているとともに中国側の輸出窓口は中国糧油食品進出口有限公司(COFCO)に限定されている。

<主な検査条件>

(1) 指定精米工場及び登録くん蒸倉庫の条件

- ① 精米工場は、カツオブシムシ類の誘引剤を使用したトラップ調査(以下、「トラップ調査」という。)を1年間実施し、カツオブシムシ類が発生していないことを確認の上、中国側の査察を受け認可されなければならない。
- ② くん蒸倉庫は、くん蒸倉庫の仕様を満たす倉庫に対し、トラップ調査を3か月実施し、カツオブシムシ類が発生していないことを確認し登録される。

(2) 指定精米工場での精米及び包装

輸出するコメは、くん蒸前に指定精米工場で精米及び包装する。

なお、精米の各包装には、①中国向けであること、②品種、③指定精米工場、④輸出者の名称・住所を中国語で表記し、くん蒸可能な通気性を有する新しい包装材を使用する。

(3) 登録くん蒸倉庫でのくん蒸

上記(2)で加工された精米は、登録くん蒸倉庫でリン化アルミニウムを用いたくん蒸を実施する。また、くん蒸倉庫は、くん蒸の都度、くん蒸開始1か月前から精米の搬出時までの間、トラップ調査を実施し、カツオブシムシ類が発生していないことを確認する。

(4) 輸出検査

植物防疫官により、以下の項目を確認する輸出検査が行われ、植物検疫証明書が発給される。

- ① 精米の各包装に中国向けであること等の中国語の表示があること。
- ② 精米にカツオブシムシ類、土壌、玄米、粳、ぬか、雑草種子及び植物残さが混入していないこと。
- ③ 輸出用コンテナが密閉型であること、病害虫の精米への混入を防止するための検査及び消毒が行われていること。

(5) 輸送

上記(4)で確認された輸出用コンテナで輸送すること。

○ 中国向け精米くん蒸倉庫登録一覧(稼働施設: 4箇所)

| くん蒸倉庫業者または倉庫名 | 所在地 |
|----------------|---------|
| 株式会社日新 神奈川倉庫 | 神奈川県横浜市 |
| 株式会社日新 神奈川倉庫G号 | 〃 |
| 株式会社日新 神奈川倉庫G号 | 〃 |
| 全農 神奈川恵比須町倉庫 | 〃 |

○ 中国向け精米工場指定一覧

| 工場名 | 所在地 |
|----------------------|---------|
| 全農パールライス東日本株式会社神奈川工場 | 神奈川県綾瀬市 |

○ 中国向け精米輸出状況

| | H20年度 | H21年度 | H22年度 | H23年度 | H24年度 | H25年度 | H26年度 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 山形県 | 18トン | — | 20トン | — | — | — | 23トン |
| 全国 | 90トン | 30トン | 96トン | — | 34トン | 46トン | 157トン |